

子ども・子育て会議	
資料 1-1	R元.7.18

木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について

幼児教育・保育の無償化の施行に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)の改正に基づき市の条例改正を行う。

改正内容

[内閣府令]

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準



特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

※特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準については、新たに定められたものであり、内閣府令で定める基準に従うものであるため、市の条例改正は要しない。
(子ども・子育て支援法第 58 条の 4 第 2 項に基づく)

[市で定める基準条例]

○支給認定 教育・保育給付認定に改める。
(子育てのための施設等利用給付の新設)

○副食費の免除について (基準条例第 13 条関係)

無償化に伴う現行の 1 号認定子ども及び 2 号認定子どもの食材料費の取扱いとして、年収約 360 万円未満相当世帯及び国基準の全所得階層の第 3 子以降の副食費については、その支払を免除するとともに、相当額を公定価格において加算措置される。

これに伴い、食事の提供に要する費用の徴収に係る基準条例第 13 条第 4 項を、年収約 360 万円未満相当世帯及び国基準の全所得階層の第 3 子以降の副食費については、保護者から徴収可能な費目から除外する改正を行う。(裏面別図参照)

○副食費の免除対象の範囲

年収360万円未満相当（1号：第Ⅲ階層、2号：第Ⅳ階層の一部まで）の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象とする。

・1号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲

これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

・2号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

※ 多子のカウント方法については、今まで通りとする。

	1号	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず世帯の子の数による	年齢に関わらず世帯の子の数による
年収360万円相当以上	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子